

修正履歴

修正点を赤字で示す。

以下、2019/2/4 修正

33ページ

(事故等による原子力規制委員会への報告) (施行規則第28条の三)

法第31条の2の規程に基づき、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が発生した場合に行う許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む）、届出販売業者、届出貨貸業者、もしくは許可廃棄業者の原子力規制委員会への報告に関する基準を定める。

例文：第__条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める緊急事項対応措置要領（下部規定）に従い通報しなければならない。

(中略)

(6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき

ア 使用施設若しくは貯蔵施設若しくは廃棄施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

イ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量

(後略)

以下、2018/9/19 修正

8ページ

(全学安全管理委員会)

旧： 例文：第__条 放射性同位元素安全管理委員会（以下「RI安全管理委員会」という。）は、本学における放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い並びにその安全管理の向上をはかることを目的として、〇〇大学放射性同位元素安全管理委員会規則に定める職務を行うとともに、学内放射線施設等における安全管理状況の定期立入調査等の実施並びに放射線障害の防止に関する業務の改善を図る。

新： 例文：第__条 放射性同位元素安全管理委員会（以下「RI安全管理委員

会」という。)は、本学における放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い並びにその安全管理の向上をはかることを目的として、〇〇大学放射性同位元素安全管理委員会規則に定める職務を行う。(当該委員会にて、「業務の改善」を行う場合は、以下の文章を追記する。「学内放射線施設等における安全管理状況の定期立入調査等の実施並びに放射線障害の防止に関する業務の改善を図る。」)

13 ページ

(放射線業務従事者の登録等)の【注】

旧：【注】施設及び安全管理に関して、施設長、放射線取扱主任者、施設管理責任者、安全管理責任者、施設管理担当者、安全管理担当者を置くように記載してあるが、施設規模や人員規模により、施設及び安全管理責任者を施設長や主任者が兼務し、施設及び管理担当者を主任者又は施設の教職員が兼務せざるを得ない場合もある。

新：【注】施設及び安全管理に関して、施設長、放射線取扱主任者、施設管理責任者、安全管理責任者、施設管理担当者、安全管理担当者を置くように記載してあるが、施設規模や人員規模により、同一人物が兼務してもよい。しかし、予防規程には、施設長や主任者が兼務するとは記載しないこと。

15 ページ

1. 施設点検の【注】

旧：【注】年1回でも十分な項目と判断できる場合は、「少なくとも年一回以上」とすることができる。

新：【注】年1回でも十分な項目と判断できる場合(根拠を明確にしておくこと)には、「少なくとも年一回以上」とすることができる。

21 ページ

(管理区域における運搬)の次に以下の例文を追加。

(管理区域から管理区域外使用区域への下限数量以下の放射性同位元素等の運搬)

例文：第__条 下限数量以下の放射性同位元素等を事業所内において運搬す

るときは、主任者及び施設長の承認を受けるとともに、容器に入れて運搬すること。

- 2 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 外接する直方体の各辺が10cm以上であること。
 - ロ 容易に、かつ安全に取り扱うことができること。
 - ハ 運搬中に予想される温度、内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれのない容器であること。

22 ページ

(事業所内における運搬) の第2項

旧：2 放射性同位元素等を事業所内において運搬するときは、主任者の指示に従い、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等は、運搬中に予想される温度、内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれのない所定の容器(以下この条において「放射性運搬物」という)に封入の上、運搬すること。
- (2) 放射性運搬物及びこれを積載又は収納した車両等に係る1センチメートル線量当量率は、表面で1時間につき2ミリシーベルト、表面から1メートル離れた位置で1時間につき100マイクロシーベルトをそれぞれ超えないようにするとともに、容器の表面の放射性同位元素の密度が法に定める表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) 容器及び車両等には、所定の標識を取り付けるとともに、容器の表面に、核種、数量、物理的状态、化学的状态、表面の1センチメートル線量当量率、取扱者の所属及び氏名を表示すること。
- (4) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限すること。
- (5) 車両を用いて運搬する場合は、運搬車両の速度を制限し、必要な場合は、伴走車を配置すること。
- (6) その他関係法令の定めるところにより、放射線障害の防止に必要な措置を講じること。

【注】(1)-(6)の項目は下部規定に記載しても良い。

新：2 放射性同位元素等を事業所内において運搬するときは、主任者の指示に従い、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない

- (1) 放射性同位元素等は、運搬中に予想される温度、内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれのない所定の容器(以下この条において「放射性運搬物」という)に封入の上、運搬すること。
- (2) 放射性運搬物及びこれを積載又は収納した車両等に係る1センチメートル線量当量率は、表面で1時間につき2ミリシーベルト、表面から1メートル離れた位置で1時間につき100マイクロシーベルトをそれぞれ超えないようにするとともに、容器の表面の放射性同位元素の密度が法に定める表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) その他関係法令の定めるところにより、放射線障害の防止に必要な措置を講じること。

車両等で放射性運搬物を運搬する場合は、さらに、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (4) 放射性運搬物を車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により放射性運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。
- (5) 放射性運搬物は、同一の車両等に危険物と混載しないこと。
- (6) 車両により放射性運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。

【注】(1)-(6)の項目は下部規定に記載しても良い。

28 ページ

(教育及び訓練)の第3項の(例)

旧：(例)省略基準

- ア 他事業所等で前年度の教育訓練の受講歴が確認できる場合
- イ 学部・大学院の講義で、第2項第2号の項目について、必要な教育を受けていることが確認できる場合
- ウ その他、第2項第2号の項目について、十分な知識を有していると確認できる場合

新：(例)省略基準

- ア 他事業所等で前年度の教育訓練の受講歴が確認できる場合
- イ 学部・大学院の講義で、第2項第2号の項目について、必要な教育を受けていることが確認できる場合
- ウ 外部機関による教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した場合
- エ その他、第2項第2号の項目について、十分な知識を有していると確認できる場合

33 ページ

(事故等による原子力規制委員会への報告)

旧： 例文：第__条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める緊急事項対応措置要領（下部規定）に従い通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき（施行規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く）。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するときは除く。
 - イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適性に維持されているとき。
 - ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき(表面密度限を超えないとき)
- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき
 - ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

- イ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量
- (7) 放射性同位元素等に火災が起こり、又は放射性同位元素等に延焼のおそれがあるとき
- (8) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき

ア 放射線業務従事者：5mSv

イ 放射線業務従事者以外の者：0.5mSv

- (9) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき

新： 例文：第__条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める緊急事項対応措置要領（下部規定）に従い通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき（施行規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く）。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適性に維持されているとき。

ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき（表面密度限を超えないとき）

- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき

- ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
 - イ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量
- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき
- ア 放射線業務従事者：5mSv
 - イ 放射線業務従事者以外の者：0.5mSv
- (8) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき

その他、誤字脱字の修正

以下、2018/8/7 修正

4 ページ

3 放射線障害予防規程に係る基本的事項

旧：1. 放射線障害予防規程（以下この項では「予防規程」という。）は、工場若しくは事業所、届出販売業者、届出貨貸業者又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）ごとに作成し、届け出る。事業所の名称は許可証（承認証）又は届出書等に記載されている「事業所の名称」とする。

新：1. 放射線障害予防規程（以下この項では「予防規程」という。）は、工場若しくは事業所、届出販売業者、届出貨貸業者又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）ごとに作成し、届け出る。予防規程届及び予防規程変更届に記載する事業所の名称は許可証（承認証）又は届出書等に記載されている「事業所の名称」と同じである。